

田原本町議会会議録目次

○6月2日（第1日）

開会（午前10時00分）	1－4
町長招集挨拶	1－4
会期の決定（6月2日から6日までの5日間）	1－5
会議録署名議員の選出（松本美也子、小走善秀、吉川博一君）	1－6
報 告 現金出納検査の結果報告	1－6
報 第3号 町長の専決事項の指定についての報告（報 告）	1－6
発議案の一括上程（発議第4号より発議第10号までの7議案について）	
趣旨説明	1－7
質 疑	1－14
討 論	1－19
採 決	
発議第4号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書(原案可決) …	1－27
発議第5号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書 （原案可決）	1－28
発議第6号 雇用の安定を求める意見書（原案可決）	1－28
発議第7号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書 （否 決）	1－28
発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 （原案可決）	1－28
発議第9号 集団的自衛権の行使を認める解釈改憲に反対する意見書 （否 決）	1－28
発議第10号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、 窓口無料とすることを求める意見書（原案可決）	1－28

発議第 1 1 号	奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議 (原案可決)	1 - 2 9
報 第 4 号	平成 2 5 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 (報 告)	
報 第 5 号	平成 2 5 年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計 算書の報告 (報 告)	1 - 3 7
	議案の一括上程 (報第 6 号より議第 3 3 号までの 1 3 議案について)	1 - 3 8
	上程議案の委員会付託について	1 - 4 2
	散会 (正午)	1 - 4 3

平成26年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成26年6月2日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原庸雅君	議事係長	中辻勇君
--------	-------	------	------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	鯉田芳嗣君	総務部参事	北口尚吾君
住民福祉部長	持田尚顕君	産業建設部長	福岡伸卓君
上下水道部長	岡努君	秘書広報課長	岡本達史君

監 査 委 員	井 上 喜 一 君	教 育 委 員 長	後 藤 田 和 子 君
教 育 長	片 倉 照 彦 君	教 育 部 長	寺 田 元 昭 君
会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 悦 治 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 章 司 君		

平成 2 6 年田原本町議会第 2 回定例会議事日程

6 月 2 日（月曜日）

○開 会（午前 1 0 時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報 第 3 号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○発議案の一括上程（発議第 4 号より発議第 1 0 号までの 7 議案について）

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○発議第 1 1 号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○報 第 4 号 平成 2 5 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報 第 5 号 平成 2 5 年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議案の一括上程（報第 6 号より議第 3 3 号までの 1 3 議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成26年田原本町議会第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町 長 招 集 挨 拶

○議長（辻 一夫君） それでは町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成26年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町勢発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて私は町長という職務についてから早くも7年が経過し、本年12月で2期目の任期を満了となります。微力ではございますが、掲げた政策には職員と共に着実に、また精力的に町政運営に取り組んできたところでございます。議員各位、職員の皆様方の協力を得まして今日まで順調に町政運営を行えましたことは、様々な面におきまして町民各位の温かいご理解とご協力の賜物であると感謝いたしているところでございます。

第2次安倍政権が発足して以来、最大の課題でありました我が国の経済は、緩やかではありますが、回復に向かい、各種政策の効果が下支えする中で、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くと期待されているところでございますが、まだまだ地方への波及は実感できないところでございます。

本町におきましては、限られた財源の中で町民の皆様が何を願い、何を求めているらっしゃるかを的確に捉え、本町の特性を活かした地域づくりや、方向性や、目標を明確にしていかなければなりません。このことを踏まえ財政基盤の充実を図ると

共に効率的・計画的な行政運営を推進し、引き続き田原本駅西側の再開発整備、国史跡唐古・鍵遺跡の史跡公園整備及び隣接地への交流促進施設建設、新清掃工場の建設整備、学校教育体制の充実や、地域防災体制の構築など、第3次田原本町総合計画の具体的な施策を積極的に進めてまいりたいと考えています。

今日までの7年間余りで一定の成果や方向性を示したのもございますが、まだまだ諸課題が山積しております。就任2期目の集大成として全力で取り組んでいるところでございます。

私事で恐縮でございますが、年明け早々に体調を崩し、休暇を余儀なくされ、そのため議員各位をはじめ町民の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。今後改めて健康保持に万全を期して町政運営に取り組むことを強く決意しているところでございます。

議員各位をはじめといたしまして、広く町民の皆様方のご支援をいただけますならば、本町の発展と住民生活の向上を常に念頭に置き、住民が安心して暮らすことのできるよう魅力あるまちに向け、公平・公正な町政運営に引き続き担当させていただきたいと思いをしているところでございます。今後とも議員各位の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて今期定例会におきましては、6件の報告事項及び10議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮り申し上げたいと思います。本定例会の会期は本日から6日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は6日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

11番、松本美也子議員、12番、小走議員、13番、吉川議員、以上3名の方
にお願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成26年3月25日、4月25日及び5月26日に、議会選任委員の方と共に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する平成26年2月28日、3月31日、4月30日現在の出納状況について現金出納検査を実施いたしましたところ、検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

報第3号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第3号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、損害賠償額の決定の1件であります。なお、既に招集通知と共に専決処分書を配付しておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

発議案の一括上程（発議第4号より発議第10号までの7議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第4号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書から発議第10号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書までの7議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第4号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書から発議第10号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書までの7議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号より発議第10号までの7議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第4号について、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の指名をいただきましたので、提出いたしました「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の趣旨説明を行いたいと思います。

本日はお隣で手話をさせていただいておりますが、この手話というのは、少なくと

も8,000以上の言葉と独自の文法体系を持ち、聴覚に障がいを持つ、ろう者の方々の母なる言葉「母語」であり、コミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使う言葉という意味で、日本語や英語と何ら変わりはありません。しかし、音声を発しないことから、単なる身振り、手振りと誤解を受けやすく、社会の十分な理解を得られているとは、まだ言い難い状況にあると言えます。

2006年（平成18年）国連の第61回総会では、障害者権利条約がすべての加盟国により採択をされ、手話は言語であると世界的に認められ、その後、日本でも聾啞団体の要請に基づいて、2011年（平成23年）8月に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されました。現在、ろう者やそれを支援する皆さんは障害者権利条約に基づく国内法の整備と、ろう者の情報コミュニケーションを保障する新法制定の実現を目指し、障がい者差別を禁止し、手話を言語と位置付け、コミュニケーションを権利とする包括的な法整備を進め運動を展開しております。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民の皆様に広くご理解いただくことと、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができるようになること。更に手話を言語として普及研究することのできる環境を整備するために手話言語法（仮称）の制定を求めます。

なお、手話言語法制定に向けた取組みは全国的に行われ、奈良県では既に3月議会で河合町、平群町、斑鳩町、そして大和高田市で意見書が採択され、この6月議会や9月議会で、県下のほとんどすべての市町村で採択を求めて意見書が提出をされます。

議員各位のご理解をいただいて、田原本町議会としても採択をいただきますようお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第5号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして今期定例会に提出させていただきました消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように、本年4月消費税が導入され、また来年の10月には10%に引

き上げる予定になっております。外税において買い物をしてみますと、消費税がバツと上乘せされると「あっ、上がったんだな」という感じを皆さんも持たれているのではないのでしょうか。私も買い物をしたときに、常々そういう感じをいたしておりますが、やはり社会保障その他の観点から、ある程度はやむを得ないものだと実感しております。

しかし、2013年度税制大綱には「消費税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する」と明記されております。そして、調査委員会がこれを基に軽減税率の制度はどうあるべきかということを現状議論を進めております。

私どもは軽減税率の対象について、お酒と外食を除く食料品全般と、新聞・出版物を提案しておりますが、国民の皆様が納得いく分かりやすい線引きをするためには、食料品の中で対象を区分しないことが重要だと考えております。

さて、ご承知のように消費税には低所得者ほど負担感が増す逆進性の問題があります。それを少しでも和らげるのが、この対策でございます。これはすべての方の共通認識になっていると思います。

逆進性の緩和策の一つが軽減税率であります。食料品などの生活に欠かせない商品や、サービスを対象に標準税率より低い税率を適用する仕組みでございます。

この4月導入時に低所得者対策として決定いたしました簡素な給付措置という対策も現状行われておりますが、これも一度限りの措置であり、対象も限定的であります。一方、軽減税率は低所得者だけでなく、消費の多い子育て世帯を含めた中間所得層に幅広く恩恵が及びます。だからこそ軽減税率の導入が重要だと考えております。

消費税が恒久的な税制である以上、この逆進性の対策も恒久的なものでなければなりません。マスコミ各社の調査では、国民の約70%が、この軽減税率の導入を望んでおります。

さて、現状はどうかといいますと、なかなか進んでおりません。特に与党大綱に沿い、納税事務のあり方や制度設計という協議がなかなか進んでおりませんし、本年末までに結論を出してもらわないと、すべての事務作業において混乱を来してくると思います。

消費税率の10%の引き上げ時期については、本年末にも総理によって、その判

断が示されますが、どちらにいたしましても、この制度設計を早くまとめてあげるのが各企業に対する説明が必要だと思いますし、と同時に、軽減税率の導入開始時期については、現状では消費税率１０％時に導入するとなっておりますが、１０％の引き上げ時ではないわけなんです。やはり、これはもう引き上げたときに軽減税率を入れていただかないと、即さまやはり大変困る人が多く出てくると思います。

したがって、文書に書きましたように２項目、いわゆる制度設計、納税事務のあり方などを詳細な制度設計を急いでしていただくということと、もう１点は、軽減税率の導入開始の時期については、「消費税１０％への引き上げ時」に実施すべきことということを要望して、この意見書を作成いたしました。

議員各位におかれましては、どうかご理解を賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第６号について、１番、阪東議員。

（１番 阪東吉三郎君 登壇）

○１番（阪東吉三郎君） 議長のお許しを得ましたので、提出させていただきました発議第６号の雇用の安定を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

安倍政権は成長戦略の柱として規制改革を位置付け、労働者を入れない安倍総理の考えに近い経営者や学者たちを委員に選び、産業競争力会議や規制改革会議において、労働者保護ルールの改悪を目指しています。

例えば、解雇の金銭解決制度でございましては、不当な解雇でも金銭を払えば解雇でき、職場復帰ができなくなる。限定社員では、仕事内容や勤務地などが限定された正社員を積極的に増やそうとしております。

また、労働時間ルールの見直しでは、過労死に見られる長時間労働や過重労働が解消されていない中でホワイトカラーエグゼンプションを導入しようとしております。つまり経営者側には都合の良い内容が検討されております。

日本は就業者の９割近くを占める雇用社会です。したがってデフレから脱却し、日本の経済を再生させるためには、働く者の雇用の安定と処遇の改善を図ることが最も重要であると思います。このことから、意見書に述べさせていただきました雇用の安定を求めるものであります。

以上、各議員におかれましては、この趣旨を十分ご理解いただきましてご賛同賜

りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第7号から発議第10号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第7号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

平成25年12月6日、特定秘密の保護に関する法律が制定されました。しかし、その法律には主権者である国民の生活に大きな影響を与える内容が含まれています。報道関係者の取材活動や一般市民による情報公開要求も共謀、教唆、扇動とみなして処罰されるなど、国民すべてが対象となり犯罪者とされる危険性を持っています。法案が成立すれば多くの国民の知る権利とプライバシーの権利が侵害される重大な危険にさらされる可能性があります。

特に、行政機関が国民に知られたくない情報を特定秘密に指定して、国民の目から隠してしまえるということです。

例えば、国民の関心が高い普天間基地に関する情報や自衛隊の海外派遣などの軍事防衛問題は防衛に含まれます。また、今私たちが最も不安に思っている原子力発電所の安全性や放射線被爆の実態、健康への影響などの情報はテロリズムの防止に含まれてしまう可能性があります。これらが行政機関の都合で特定秘密に指定され、主権者である私たち国民からの目から隠されてしまうかもしれません。

1972年の沖縄返還をめぐる密約問題で、外務省職員から情報を入手したとして逮捕された元毎日新聞記者の西山さんは、以下のように疑問を投げかけています。

「米国の公文書公開に合わせた外務省は、密約に署名した吉野元外務省アメリカ局長に口止めし、1,200トンの外交文書を焼却した。機密の処理なんて外務省は恣意的にどんなことでも処理できる。30年たったら開示するなんて誰が証明できる。途中で不都合なものは全部破り捨てる。これが自民党政権下における秘密の処理の実態だった。日本の現実としてよく知っておかなければいけないことだ」と発言されています。

国民を監視し、その内容を秘匿し、主権者である国民に知らせず、国会にも報告しない。そして今は国会での審議する機関をつくるという法律を出されていますが、

それも衆議院の８人、参議院の８人で秘密会、何を話したかも、どんな話をしたかも国民に知らせない、そういう中身になっています。憲法を否定するその内容からしても本法律の廃止を求めるものです。

次に、発議第８号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

１９６９年から１９９４年までに出産や手術の際に、血液製剤が止血剤として頻繁に使われていました。出産された方、手術を受けられた方には知らない間に血液製剤が投与されＣ型肝炎になった人たちがいます。その被害者たちが国や製薬会社に対して裁判を起し、その結果、国や製薬企業の法的責任を明確にすることになりました。

しかし、２００８年、薬害肝炎被害者を全員一律に救済するための法律が制定されました。２００９年には肝炎対策基本法が制定され、Ｂ型肝炎とＣ型肝炎の患者に対する良質で適切な医療の提供などによって、肝炎を克服される対策が法的な根拠に基づいて実施されることになりました。

しかし、その基本合意ということで、裁判所の和解でされた、その基本合意にはどういうことが書いてあるかといいますと、第１条に「責任と謝罪」ということが入っています。「国は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、Ｂ型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の防止をしなかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心から謝罪する」ということが入っています。そして、第５項に「恒久対策等」ということで、１、「国は、本件感染被害者を含む肝炎患者等が不当な偏見差別を受けることなく、安心して暮らせるよう啓発広報に努めると共に肝炎ウイルス検査の一層の推進、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療にかかる研究の促進、医療費助成等、必要な施策を講じるよう引き続き努めるものとする」と定められました。

しかし、現在も救済されていない被害者は多く残されています。また、再発防止体制づくり、治療体制づくりもまだ不十分であると言わざるを得ません。薬害肝炎全国弁護団は薬害肝炎全国原告団と共に、これらの個別救済を求められています。

その点では、本件意見書を本町が採択されて、国が万全な体制でフォローすることを求めるよう本町も声を上げていただきたいと思います。

次に、発議第9号、集団的自衛権の行使を認める解釈改憲に反対する意見書について趣旨説明を行います。

集団的自衛権は「自衛」と名前がつくから、私たちを守ってくれるものだと思いますが、そうではありません。政府は、自分の国が攻撃されていなくても密接な関係にある他国が攻撃されたときに武力で反撃する権利と説明しています。つまり他国の戦争に加わる権利ということです。

これまで集団的自衛権の行使として国連に報告された事例は、アメリカによるベトナム戦争、旧ソ連によるチェコ進攻、フランスによるチャド軍事介入など、大国が小さい国に攻めいつています。共通の敵から自分の国を守ることではありません。

今、安倍首相が先頭に立って進めている集団的自衛権行使容認憲法解釈改憲論は国民の反発をかわすために行うための議論です。そんな安易な議論で解釈改憲を実施し、戦後67年間続いてきた戦争しない国づくりを否定することを許すわけにはいきません。

安倍政権には、集団的自衛権の事態に踏まえて真摯に国民に向き合った説明を求めることを求めるものです。その上で、国民の世論に応える戦争しない国づくりを進めることを求めます。

解釈改憲で集団的自衛権を押し上げる国にする取組みに反対の声を上げようではありませんか。

次に、発議第10号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書について趣旨説明を行います。

本町は3年前、中学校卒業までの医療費のうち入院を無料化する決断をされ、実施されました。ところがその後、子育て世代を応援する制度が各自治体で実施され、子どもの医療費無料化が広がりました。本年は県の制度として中学校卒業までの入院費無料化が実現しました。更なる子育て世代応援の施策として医療費無料化制度の拡充を求めるものです。

医療費無料化範囲の拡充と共に、償還払いから窓口負担なし制度への変更も求めます。

全国では既に36都府県で、窓口負担なしで受診することができます。近畿では奈良県以外のすべての府県で窓口負担なしの医療費助成制度となっています。

少子高齢化社会からの脱却に向けた様々な取組みが求められますが、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う上でも、県が率先して子育て世代を応援するためにも、現行の医療費助成制度の拡充を進めると共に、窓口負担のない医療費助成制度を速やかに創設することを強く求めます。

そこで、ちょっと紹介しておきますが、本年度、県が中学校卒業までの入院医療費を補助することを決めました。その中で、ほとんどの自治体が自動償還制度を採用しました。残念ながら田原本町は、保護者の方が役場の窓口へ出向いて領収証を示さないと償還してもらえない償還制度となっています。奈良県でも、わずか5つの自治体しかそれを採用していません。その点では、本町は大変遅れているというのが実態だと思います。そういうこともぜひ改善していただくと共に、奈良県が子どもの医療費、中学校卒業までの通院費を無料にし、窓口負担も要らない制度にするよう皆さんと一緒につくっていきたいと思います。

議員の皆さんの賛同を求めるものです。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し、質疑を許します。

まず、発議第4号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第5号、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書について質疑ございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 消費税が4月から8％に上がりまして、大変私をはじめ多くの国民の方が戸惑っておられるんじゃないかなと。特に町内でご商売をされている方も売り上げが伸びない、仕入材料費が上がると、これからどうなっていくのかと大変危惧されています。

その点では、この消費税が8％になったことに関して、日本の景気といいますか、田原本町の景気というのが出るかどうか分かりませんが、その実態をどう見ておられるのかということをお伺いします。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 大変難しい問題ですので、データの的にまだまだ出てきておりませんので、きちっと答えられないと思いますが、実感と世の中のいろんなテレビ

とか、放送を見ていると、経済指数的にはやはり上がっていつているのではないかという感じがしていますが、まだまだ我々の手元までには増えていないというのが実感でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9 番、吉田議員。

○9 番（吉田容工君） それでですね、私は軽減税率の導入というのは多くの方が望んでおられると、そう思います。ただ、この意見書は消費税を 10 %に上げるときに導入してくれと。8 %でも困っているのに、更にまた 10 %に上がることを前提とした意見書になっているところが、ちょっとそこが納得できないところなんです。10 %の導入までに、10 %に引き上げるまでも、軽減税率の導入というのでしたら、それは納得できるんです。でも、まず 10 %に上げることを前提とした意見書なんですけれども、そこはどうなんだろうかね。

○議長（辻 一夫君） 5 番、古立議員。

○5 番（古立憲昭君） 8 %は確かに我々要望しておりましたです、軽減税率というのをね。しかし、残念ながら与党のほうでももらえなかったという部分があるんですけれども、それに代わる臨時的な一時給付金が現状示されておりますので、それで行かざるを得ないだろうということと、それから 10 %のときには、やはりそういうことを踏まえて、値上げ時にきちっと入れていただきたいという意見書でございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第 6 号、雇用の安定を求める意見書について質疑ございませんか。5 番、古立議員。

○5 番（古立憲昭君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど述べられました「解雇の金銭解決制度」「限定社員」「ホワイトカラーエグゼンプション」、いわゆる解雇の金銭解決制度というのは、いろいろ読んでみますと、ある程度基準を設けて裁判沙汰になったときに、基準を設けてそれに合わせていこうというようなことを伺いましたので、そこから見ますと、大企業には今現在、解雇では二、三年

分ぐらいのお金がもらえると。しかし、中小企業では3カ月か、下手したら1カ月から3カ月分ぐらいしかもらえないということで、裁判沙汰になっていくんですけれども。そのときに裁判所が基準を決めますので、それを見てみますと、大企業には下がるだろうと。しかし、中小企業にはたくさん、今以上にたくさんの基準価格が明示されるであろうということで、中小企業にとってはいいことではないかというおそれがあるんじゃないかと思います。

それからまた限定正社員なんですけれども、これは社員とパートの間の部分で限定正社員が出てくると思うんですけれども、やはり今ふるさとで働こう、地方へ転職したくない、それから子どもさんたちのためとかということで、もう地元で働きたい、そういう方がやはり今たくさん出てきております。そういう方が、やはりパートではなくて、その地域で社員として働くには、この限定正社員という制度も考えていかなければならないのかなという思いがするんですね。

そしてホワイトカラーエグゼンプションというのも、これも今仕事はいろんな形での仕事の形態があるんですね。深夜に働く人もおれば、早朝だけ働く人、いろんな形があります。それを今一律のように残業でくくっていくと、どうなのかなと思いますね。だから昼間働いて夜どんどん残業を……。ただ、残業するために働くという方も中にはあるんじゃないかなと思います。だから、そういったいろんな人との職種に合わせた、やはりその雇用の形態というのを研究しなければならないと思いますね。

ですから一律にすべてを決めるのではなくて、ここのいい点をしっかり決めて、良い方向に向けるのが大事だと思うんですけれども、そうすることで雇用の安定が図っていくのではないかなと思うんですけれども、その辺のところをどうお考えですか。

○議長（辻 一夫君） 1 番、阪東議員。

○1 番（阪東吉三郎君） 古立議員のお話を伺いました。確かに善意的に解釈すれば古立議員のおっしゃるところもあるわけなんですけど、現実には、この案が出てきました会議というもののの中に労働者が全く含まれておりません。経営者に都合のいいような解釈の仕方も随分できる余裕があるんです。そういうことから見ますと、今現在、具体的には、これは執行されていけませんので不明なところは多々あるんです

けれども、このままでいけば、いわゆる経営者側が非常に有利な解釈で進めていくんじゃないかというような危惧がされます。

例えば、裁判で確かに不当解雇だということで判決が出ましても、金銭を払えば、先ほどをおっしゃった多分、今までよりも中小企業にとっては高額な解雇金が払われるであろうというような予想はあるんですけども、これも確定したものではございません。そうした中で行きますと、経営者側からすれば、裁判に負けても金さえ払えば解雇ができるというようなことが当然想定されます。そういうことから行きますと、やはりもう少し労働者と労働法、こういうものに非常に詳しい専門家も入れた中での検討をなされるべき案ではなかろうかと、私はそう感じております。

そういう意味でも、このままこの労働法制の改悪を進めていきますと、労働者にとって非常に過酷なものになるだろうというような危惧をしておりますので、その意味でもこの意見書にご賛同いただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかに。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、働く人が大変苦勞されている。私が就職した頃はほぼ正社員が当たり前と。ところが今は、臨時的雇用を含めて有効求人倍率1ということになっています。多くの方が非正規で働いておられます。そんな中で、会社のほうも経営が大変だという理由で解雇ということをします。しかし、実際に解雇はしますけれども、形は解雇じゃないんです。自主都合退職という形でもっていかれるんじゃないかと。更には、その金銭での解決といっても、中小企業にその支払能力がなければ払えないということも出てくると。そしてホワイトカラーエグゼンプションもですね、書いてあるホワイトカラーですよ、ですから深夜に働いている人は、これは該当ないということです。

その点では、この言葉面だけを見たら、それなりのものがあると思いますが、やっぱり限定正社員のように、この工場を閉めたらもうクビですよということが自動的に決まるということは、働く人の将来設計、生活設計に大きな影響を与えるんじゃないかなと思うんですね。

その点では、提案者にお伺いしたいのは、今盛り込まれているような「解雇の金銭解決制度」「限定正社員」あるいは「労働派遣法の大幅な緩和」「ホワイトカラ

「エグゼンプション」というのは、今言われているブラック企業という扱いと同じことが堂々とできるようにする制度じゃないかと思うんですけども、そういうことを求めておられるのかどうか、説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 1 番、阪東議員。

○1 番（阪東吉三郎君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今現在、提案されています労働法、いわゆる改悪という形に進めておられる案につきましては、日本の就労者の90%が雇用社会という形になっております。その人らの生活の安定がなくては日本の経済の発展というのはあり得ないと思います。そういう意味におきましても、先ほど来申し上げましたとおり、今回のこの案につきましては、非常に労働者に過酷な制度であろうと思います。

そういう意味で、この原案につきましては、何とぞ労働者の雇用の安定を図るということで意見書にご賛同いただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第7号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第9号、集団的自衛権の行使を求める解釈改憲に反対する意見書について質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、発議第10号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書について質疑ありませんか。5 番、古立議員。

○5 番（古立憲昭君） この意見書に関しては、私も賛成なんですけれども。ちょっと心配するのは、通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料にすることと

なっておられるんですけども、心配するのが財政問題ですね。この辺が窓口無料にすることによって、財政負担が相当増えるのではないかなという懸念をしております。

だから、どのようにしたらスムーズにこれができるのかなというのは、私自身もちょっと分からない部分がありますし、それと同時に、過去において老人医療無料化によって相当財政負担が起きました。そういうことを踏まえると、一気にやってしまうと大変無理が出てくるのではないかなと思うんですけども、その辺のところをどう考えておられますか。

○議長（辻 一夫君） 9 番、吉田議員。

○9 番（吉田容工君） 窓口負担というのは、今、奈良県は一旦窓口で3割を払うと、それを3カ月ぐらいたって返してもらう制度をとっていますね。どっちみち返すのだったら、初めから払わないでやってほしいということは、これ自体については財政負担は発生しません。

もう一つ、これはその窓口負担に入れるかどうかは県のほうで判断してもらったらよろしいですけども、通院は月500円、それから入院は月1,000円という個人負担があります。それについては、全部それをなくしたら財政負担はありますけれども、これはなくす選択もできれば、なくさない選択もできる。それは、この意見書で縛っていませんので。

ですから1,000円、500円を残したまま、窓口負担なしもOKです。そこも入れて提案させてもらっていますので、心配ないと思います。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9 番、吉田議員。

（9 番 吉田容工君 登壇）

○9 番（吉田容工君） それでは発議第5号、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書に対して反対の立場で討論させていただきます。

この4月に消費税が5%から8%に引き上げられました。売り上げ減少を7割の業者が実感し、仕入材料費も次々値上がりしています。「利益を確保できるどころ

か、消費税を払えるかどうか分からない」「アベノミクス効果は田原本に届いていない」という声が随所に聞かれます。全国的係数でも小売販売額が前年比4.4%減少、これは前回3%から5%に値上げした1997年4月の落ち込み、これは前年度比3.8%の減少でした。これと比べても大きな落ち込みとなっています。

商品別で見ると、すべての商品区分がマイナス、卸売販売額も3.7%の減少、「年金生活なので胃の調子が悪くて月に3回通院していたのを思い切ってやめた」、また、「ワーキングプアなので、景気の回復を実感しないまま、税金だけが上がって生活が苦しい」、そういう声が寄せられています。

消費者物価が3.2%の上昇、バブル崩壊後、最大の上げ幅、家計支出は1世帯4.6%減少しています。消費税10%引き上げが法律で決まっているとしても、引き上げるかどうかは景気の状態を見極めて決められます。大手企業が潤っていても国内で多数を占める中小企業は存立を危ぶむ状態です。そして大多数の国民は困っておられます。こんな中で消費税10%の引き上げ、これを前提とした軽減税率の導入の意見書には、やはり賛同できません。それよりも軽減税率導入を求めながら増税を中止せよと、この声をぜひ本町議会でも発していただく、そういう役割を担っていただきたいなと思います。

そういう立場から、私は本意見書に反対をさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 私は特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書、そして集団的自衛権の行使を認める解釈改憲に反対する意見書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書については、12月議会でも提案されました。これについては議会で否決されております。それに関して今3月を経て6月、この1議会の間を空けるだけで、また出てきたということで、少し奇異に感じております。

日本では、個別法はあっても包括的な法制は存在していません。そうした事情もあり、日本でのスパイ活動さえ規制できない状況、「日本はスパイ天国」といわれている。また、同盟国との間でも、例えば集団的自衛権の話はとてもできなくな

るというわけで、特定秘密保護法なしでは集団的自衛権はできなくなると。この意味で両者は密接に関係しております。

意見書の中で「ツワネ原則」と記載されております。ツワネ原則は、実際に制定された法律ではありません。世界70カ国以上の500人以上の専門家の方が参加して作成された理念型のガイドラインであるということです。「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」という2013年6月に南アフリカ共和国の首都ツワネで示されたため、ツワネ原則といわれております。なお、作成主体は死刑廃止主張で有名な国際アムネスティなど22の民間団体や研究所であります。

ツワネ原則は、人権を重視した民間団体からの提案なので、安全保障上の要請の観点が少ない。陰謀罪は国際社会でしばしば議論になります。例えば、2011年の国連総会で採択された国際的な組織犯罪の防止に関する国連連合条約では共謀罪が盛り込まれております。条約は国会承認したが国内法は未整備であると。この意味で共謀罪を規定しないツワネ原則は国際常識と外れております。

なお、アメリカの防諜法では最高刑が死刑になっている。これはツワネ原則を作成した民間団体の価値観では絶対に認められないものであります。アメリカ合衆国の法制定を参考にすると説明されている、その意味でも、このツワネ原則は全く違うわけです。

要するに、特定秘密保護法で比較すべきなのはツワネ原則ではなく、先進同盟国の類似法制で、お互いに情報交換しようとしても、今の日本の法制では危なっかしい、それを打開することが、この法律の目的だからで、これを廃止することはできません。

先ほども知る権利を侵すものであるということですが、これは知る権利を侵すものではないと政府見解でも示されております。こういうことで廃止する理由はないと考えます。

次に、集団的自衛権の問題に関して。

安倍内閣、政府が憲法解釈を是正しようとしていると、海外で戦争する国にするから反対との趣旨であると思います。

今、日本を取り巻く情勢は大きく変わっております。北のミサイル、中国の14兆円にも上る防衛予算、アメリカは内向きになり、他国を守るよりも自国を守る方

向に変わってきております。厳しい国際情勢の中、現状では国を、国民を守ることができないわけで、南シナ海では中国が力で島を権益を取ろうとしてきています。尖閣でも危ない状況でございます。

今、主権国家として当然の権利を行使できないという事態が、我が国が主権国でないことを証明していることになります。本来は憲法改正で対応すれば良いのだが、解釈の変更で対応できるのなら、まずそちらでということだということです。

現行憲法はGHQの英文の原案が基になっております。手続的には一応国会の審議を経たとの体裁になっております。現憲法が自衛権を否定していないことは最高裁判決で明らかにされております。昭和34年の砂川事件であります。

この中でも、国際憲章がすべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基づき、我が国の防衛のための暫定措置として武力を阻止するため、アメリカ合衆国側が、我が国内及びその周辺にその軍隊を配備する権利を許容すると、我が国の安全と防衛を確保するのに必要な事項にあることは明らかであると。

私たちの国が武力攻撃を受けたら守ってください。でも、あなたの国が攻撃されても、私たちは守りませんよというのが今の憲法解釈であります。これはまさに田中最高裁長官が戒めた国家的利己主義であります。

立憲主義の否定との指摘ですが、立憲主義の大本は何かと。国家がなければ立憲主義も何もない。大切なのは国家の安全と、国民の生命、自由、財産を守ることです。それを守るのに当たって現憲法の体制は非常に脆弱であります。

戦争をできる国にするとの指摘、いくらこちらが戦争しないと言っても、こちらが十分な抑止力を持っていなければ、戦争を仕掛けられることもあることは古今東西の歴史が示しているところでございます。

集団的自衛権は権利であって義務ではないと。今の政府解釈は行使する権利がないから解釈を改めて、まずその権利を認めようということ。これは義務ではありません。すなわちアメリカに求められるままやるのではなく、実際に行使するかどうかは国益を見据えた政治判断であります。国家的利己主義に陥ることなく、真の平和を恒久していくべきで、反対の趣旨には当たりません。ゆえに解釈改憲に反対する意見書には反対であります。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書について、賛成者として賛成討論をさせていただきます。

軽減税率は、食料品など生活必需品の税率を低く抑え、低所得者ほど税負担が重くなる消費税の逆進性を緩和することを目的とするものです。低所得者だけでなく、消費の多い子育て世帯を含めた中間所得層に幅広く恩恵を及ぼすことができます。

更に生産農家や食品流通業者の経営安定にもつながると考えられます。

ヨーロッパ諸国の例を見ると、日本の消費税に当たる付加価値税の標準税率が、19%のドイツでは食料品の軽減税率は7%、標準税率が19.6%のフランスでは、食料品の税率は5.5%です。両国をはじめEU諸国では食料品や水道、新聞、国内旅客輸送などが軽減税率の対象に設定をされています。

我が国においても多くの国民が制度の導入に賛成をしており、理解を得ているところであります。

2014年度税制改正大綱で消費税率10%時に導入すると明記された軽減税率の対象品目などに関する議論が平成26年3月中旬より本格的に開始されました。軽減税率を導入する際の基本理念を定めた上で、それに基づく対象品目や区分経理制度、必要な財源などの論点を5月中に整理をし、6月からは論点整理した内容を基に、事業者団体などからヒアリングを実施、9月以降には国民の理解状況や関係事業者の意見を踏まえて、制度設計の取りまとめに向けて議論を始める予定とのスケジュールと伺っております。

国民、事業者が理解、納得できる内容になるように議論を尽くし、消費税10%への引き上げ時に軽減税率の導入を実施するためにも、本年度末までに結論を出すように、政府にも全面的に協力することを求めます。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、賛成

討論を終わらせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第4号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について賛成の立場で討論させていただきます。

耳の不自由な方が手話を言語としてコミュニケーションをとって日常生活を送って来られました。障害者基本法で手話が言語と認められました。ろう者が手話を言語として生活することが基本的人権です。これまで手話による教育、手話による放送等是一部でしか実施されておらず、教育上の問題、発達保障の問題、緊急情報伝達上の問題等、多くの問題を抱えています。

手話言語法（仮称）が制定されれば、ろう者が手話を基本言語として普通に生活できるようになります。健常者と同様、あらゆる生活の場面で手話を通じた意思疎通ができるようになることをここに強く求めるものです。

速やかに国に対し、手話言語法（仮称）を制定する意見書を提出することに賛同させていただきます。

次に、発議第6号、雇用の安定を求める意見書への賛成の討論をさせていただきます。

安倍政権が6月に決める新しい成長戦略で、週40時間を基本にした労働時間の規制に大穴を開け、時間ではなく成果で賃金を決める制度を導入しようとしています。成果を出すために残業代ゼロで何時間でも働かせることにもなるもので、文字通り異常な長時間労働を野放しにし、拍車をかけるものです。かつてない労働法制の大改悪に労働組合や法律関係者などからの批判が上がっています。安倍政権は対象になる労働者を限定するなどしていますが、労働にかかる大原則を一旦崩せば、それこそ取り返しがつかないことになります。

労働基本法は第32条で、使用者は労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を越えて労働させてはならない。各日については、労働者は休憩時間を除き1日について8時間を越えて労働させてはならないと定めています。労働法制の大原則です。

それに基づき労働基準法第37条では、使用者が労働組合との協定などで労働時

間を延長したり、休日に労働させたりした場合には割増賃金を支払わなければならないと定められています。

1886年5月1日、アメリカのシカゴで行われた第1回メーデーが8時間労働制を要求したように、8時間労働の大原則は世界の労働者が長年にわたって戦い、実現してきたものです。その大原則をそうやすやすと緩和し、別の原則に変えてはいはがありません。

安倍政権は第一次政権時代の2007年にもホワイトカラーエグゼンプション等の導入を持ち出しました。元々労働時間の規制を破壊し、時間だけでなく成果で評価することを求めてきたのは財界、大企業です。労働時間の規制がなくなれば、労働時間も残業代も気にせず働かせることができるからです。

安倍首相は28日の産業競争力会議で対象を絞り込むなどと述べましたが、会議で報告した経済同友会代表幹事である長谷川閑史^{はせがわ やすちか}主査は中核専門的人材と共に、将来の経営上級管理職候補を対象にすると提案しました。将来の管理職候補まで含めるとなれば対象はどこまでも膨らむことになり、労働者への打撃は計り知れません。

特に、現在日本の働く人の技術の伝承、あるいは企業の成立を危ぶむような形で雇用が確保されていない。自国の企業を存立させるためにも正規雇用に切り替える企業も増えてきました。その点では、現在日本の8時間、週40時間労働の大原則がありながら、世界でも異常な長時間労働がまかり通り、政府の統計でも12月の総労働時間は1,765時間と欧州各国よりも数百時間長くなっています。残業させても割増賃金を支払わないサービス残業や、労働者を働かだせ働かせて過労死や退職に追い込むブラック企業等もあわせて絶ち切らなければならない問題だと思います。

労働時間規制を破壊するのではなく、厳しく守らせることこそ今求められているものではないでしょうか。その点でも、本議会が雇用の安定を求める意見書に賛同いただきまして、声を国の政治に届けていただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） それでは特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

特定秘密保護法は、国民の財産である行政情報を政府が勝手に秘密に指定し、それを漏らすだけでなく、知ろうとするだけで重大な処罰を受ける、とんでもないものです。法成立直後の共同通信の世論調査では８２％の人が、この法律は修正・廃止すべきと答えています。

国が国民の都合の悪いことを特定秘密として、何が秘密か分からないまま逮捕できるような怖い法律は廃止すべきです。そして今、安倍政権は解釈改憲によって、大国による侵略戦争の口実に使われてきた集団的自衛権を行使する国にしようとしています。このような危険な流れの中にある秘密保護法だからこそ、撤廃する必要があります。

この意見書に各議員の皆さん方のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

B型、C型の肝炎ウイルスは肝硬変、肝がんといった重大な慢性疾患をもたらし、その８０％がこのウイルスが原因といわれています。この肝炎ウイルスの感染原因になった医療関連行為は、集団予防接種における注射器の使い回し、輸血、血液製剤、その他の医療行為であると指摘されています。昭和生まれのほとんどの国民がかかわった、この集団予防接種で肝炎ウイルスに感染してしまった国民を、単に運が悪かったで済ますのではなく、支援、サポートすることが求められています。

とりわけ重篤な肝硬変、肝がん患者に対しては、高額に及ぶ医療費につき、国として助成することは喫緊の課題とご理解いただき、各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

次に、集団的自衛権の行使を認める解釈改憲に反対する意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

集団的自衛権の行使は、他国の戦争に参加することであり、海外での武力行使そのものです。したがって、これを認めてしまえば、海外で武力行使をすることはならないといった歯止めがなくなり、多国籍軍への参加も時の政権の判断で可能になってしまいます。日本が曲がりなりにも平和だったのは、米軍の抑止力があつたからではありません。集団的自衛権を行使せず、米軍と一緒に海外で戦争をしないという

憲法の歯止めがあったからです。憲法の平和主義のおかげで、日本はほとんどの国と敵対的な関係をつくらずに済んだということが真相です。

安倍首相は、集団的自衛権の行使は日本の安全に重大な影響が及ぶ場合に限ると言います。しかし、その判断基準は非常に曖昧で、政府の解釈次第で行使の範囲はいくらでも広がられます。外国に攻め込むという本質を押し隠す安倍首相の姿勢は許されません。

日本の命運がかかっている、この意見書に各議員のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いします。

最後に、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

私は2人の子どもを育ててきましたが、子どもが病気になると、一瞬にして親の私の気持ちが暗くなったのを今でもはっきりと覚えています。その上、持ち合わせのお金が少ないと余計落ち込みました。こんな経験を持つ親御さんも決して少なくないと思います。医療費も窓口払いもないなら、どんなに安心して、ためらわずに医療が受けられることでしょう。また、早期に受診することにより、病気は重症化が防止されることは言うまでもありません。その結果、医療費を抑制されることにもつながります。

実施している行政にペナルティーが発生するという点では、大阪市では府がその分を補助していると聞いています。奈良県でも子どもの健康を守り、健やかな成長のために、この意見書に各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第4号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第 5 号、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第 6 号、雇用の安定を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数でございます。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。発議第 6 号、雇用の安定を求める意見書については、議長は可決と裁決します。

続きまして、発議第 7 号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第 8 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第 9 号、集団的自衛権の行使を認める解釈改憲に反対する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第 10 号、子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡

充するとともに、窓口無料とすることを求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

発議第 11 号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第 11 号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、11 番、松本美也子議員。

(11 番 松本美也子君 登壇)

○11 番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、発議第 11 号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について趣旨説明をさせていただきます。

議員各位もよくご承知のとおり、昨年 4 月にはリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会総会において、早期全線同時開業と三重・奈良ルート及び県内中間駅位置の早期確定に向けた総会決議がされております。

リニア中央新幹線に関しましては、事業主体であります JR 東海が東京－名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、2027 年の開業に向けた準備を着々と進めております。一方、京都市・京都府は国で定められました三重・奈良ルートから京都ルートへの変更の要望活動を活発化されており、一部の関西政財界には、これに同調する動きも見られております。

東京・名古屋・大阪の三大都市圏を超高速で結ぶリニア中央新幹線は、全国新幹

線鉄道整備法に基づき、「国民経済の発展」、「国民生活領域の拡大」、「地域の振興」といった目的を達成するため整備が進められる国家的プロジェクトであります。

昭和48年には、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定し、主要な経過地として、甲府市付近、名古屋市付近、そして奈良市付近と定められています。

基本計画を具体化した同法に基づく整備計画の策定に当たっては、長年の調査を経た上でJR東海が検討を行い、また、国の交通政策審議会において平成22年3月から審議が重ねられ、平成23年5月に「奈良市付近」を主要な経過地として、整備計画が決定されました。

このことは、新幹線駅も空港もない奈良県にとっては大きな前進であり、将来の我が国の発展の国土軸に乗るという大きな望みが達せられることになりました。

また、中間駅周辺のまちづくりを進めるに当たっては、名古屋より東側の各県では、駅のルートが絞り込まれたことにより、リニア駅へのアクセスや駅周辺の整備など具体的な検討が進んでいます。このためにも奈良県における中間駅の早期確定が必要であります。

今回の決議により、田原本町議会としての意思を表明し、奈良県内の自治体と一致結束して早期実現に拍車をかけていきたいと考えています。

このことから、この決議が有利なものであると決し、本日ここに決議を提出させていただいたものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） リニア中央新幹線というのは、いろんな効果があるというような形で説明がありました。それで、これから人口が減少するといわれています。今、需要予測というのが出ていますけれども、2045年に現役世代人口が今よりも2,400万人減少するといわれています。その辺では、需要予測が本当に採算点に乗るようなものが、この事業としては出てきているのかと。その点で、リニア新幹線を建設する必要性があるのか。何のために建設するのか。国民的意義がどこ

にあるのかと。この点で明確な答弁を求めたいと思います。

それと、これは決議です。決議ですから、ここで決議をあげたら終わりということになりますよね。例えば、国のほうに要望する、あるいは意見を出すということにはなりませんよね。その点で、なぜ決議なのかと。この効果は何なのかと。ここを説明してください。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 今、人口減少になるだろうというお話もありました。

この件には、私がここでどうこう申し上げることではないと思います。これに関しては、計画できちっと決められて、昭和48年から計画を立てられたものでありますし、吉田議員もご承知のとおり、そういう計画で進められていますので、私がここでどうこう申し上げることはできないと思いますし、正確な答弁にはならないと思います。

なぜ決議かということを今お話しがございました。

吉田議員もご存じのとおり平成26年1月15日に、奈良県リニア会の森下樞原市長をはじめ、ほか1市2町の市長様、そして町長様から寺田町長に対して、奈良県リニアの会の提言書に関する議会決議についてのご依頼がございましたので、議員もご承知のとおり、まず町長から議長にその旨の議会のお話しがあり、そしてまた全員研修会の折に、町長から全員の議員に再度理解をというお話しがございまして、それを受けて議会運営委員会で諮らせていただいて、全委員がこの決議をすることに対して賛成をいただきましたので、議運の委員長として私がここで決議を提案させていただいたところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 立場上、大変なことは分かります、推測しますけれども。ただ、本会議にかかっている以上は説明をしてもらわないといけないということになるんですよね。そういう根拠なしに出すということは、どういうことよという話です。

その点では、これが例えば内閣総理大臣、あるいは国土交通省等に、早期に具体化を検討して方策を示せということをするんだったら、これは田原本町議会としての判断をするわけですから、全部できますよね。決議にこだわる必要はないと思う

わけですね。

やっぱり田原本町議会として本当にそう思うんだったら、田原本町議会として処理するわけで、依頼があったからこのまま同じことを提案しますということでは、全然この議会の権威というのが維持できないんじゃないかと、私は思うんです。

このリニア新幹線は、東京から大阪まで1時間半の短縮ですよ。ここに書いてあるように「県南部を含む奈良県全体にその効果を現す」と、あるいは「紀伊半島地域にも広く波及させる」と。1時間短くなったぐらいで、紀伊半島までどれだけ短くなるんだということですよ。飛行機で行ったほうがずっと早いと私は思います。

特にそんなのを大和郡山市でつくろうが、生駒市でつくろうが、橿原市でつくろうが、どこでもよろしいですけども。どこに決まっても、やっぱり吉野の山を越えていくといたら、かなりの時間がかかるわけですよ。だから、この書いてあることが理解できないんですよ。

最後に1つだけ質問します。「県南部を含む県全体に、また紀伊半島地域に広く波及させる」と、これは何を意味しているかと。本当にそんなことができるのかということ、ちょっと説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 最初に決議の件なんですけれども、議員もご存じのとおり、3月で奈良県のほとんどの市町村が、この決議を出されて可決をされております。今回、奈良県が一致団結して、奈良県に計画どおり奈良になっているんですけども、先ほども提案理由の中で述べさせていただいたように、京都が手を挙げてきているので、今回は奈良県の市町村が一致団結して奈良県にということで、3月に決議ができなかったのが6月議会で、6月で天理市も桜井市も議会で予定していると聞いています。あと二、三残してほとんどの奈良県の市町村が、この決議をすることになっております。

南部にどれだけの効果があるのかということは、何を示せばいいのか分かりませんけれども、これは要望です。やっぱり奈良県の南部にも、そういう効果が現れるようにということで、これは知事も書いている文書でございますし、そのとおりに奈良県として一本化していくということで、この文書をつけさせていただきました。

各議会とも同じように一致団結していこうということですので、そういう意味で、この文書をつけさせていただきました。

ここでどれだけというのは、その先のことを私も明確にここで申し上げるのはどうかと思いますので、これは皆さんのそういう効果を期待するという要望も込められていると思いますので、そのように理解をお願いしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） ほかに質疑ございませんか。4番、森議員。

○4番（森 良子君） 松本美也子議員の先ほどの答弁の中で、議運の中では全委員が賛同しましたということでおっしゃられたんですけれども、これはちょっと間違いだと思います。

私は、この議運の中ではリニア中央新幹線を造ることには反対ですということ、その理由も、地震のときの危険性とか、それから30メートル以上掘ったときの出てくる土ですね、そういうものをどう処理するのかとか、莫大な費用をかけてする必要はあるのかというようなことで、反対意見をちょっと述べさせてもらいましたので、その点ちょっと訂正だけさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 私も議会運営委員会に同席させていただいております。そこで物事の解釈の相違がございます。森議員はそのときに、内容については反対的なご意見でございました。それで松本美也子委員長には本会議において提案させていただく、賛否じゃなしにですよ、賛否は賛否として、提案するというものについての同意であったと。ですからごっちゃにしないでくださいと、こういうふうに思いますけれども。その辺、誤解のないように。

森議員のおっしゃっていることも、そのときにお聞きもしていますけれども、そういう内容であったということで、ご理解だけお願いしておきたいと思います。ですから訂正ではないと。森議員が賛成されたから今日上程されたものではないということで、ご理解だけお願いしたいと思います。（「はい、分かりました」と森議員呼ぶ）

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

(9 番 吉田容工君 登壇)

○ 9 番 (吉田容工君) それでは発議第 1 1 号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議に反対の立場で討論に参加させていただきます。

東京－大阪間の輸送需要が今後大きく伸びて東海道新幹線が逼迫するという事情はありません。東海道新幹線の年間輸送人員は、この 2 0 年間でほとんど横ばいの状態です。第二東海道新幹線の建設を必要とする事情は全くありません。新幹線と飛行機が頻繁に運行している東京－大阪間で 1 時間半程度の時間短縮への国民の強い要望や経済的、社会的要請はありません。まさに建設の大義がない、それがリニア新幹線だと思います。

J R 東海や国交省が、地震津波対策としてのバイパスの役割などを言い出したことも、この計画に大義がないことの裏返しです。東海道新幹線の地震津波対策こそ、リニア新幹線より緊急に行うべき重要課題であります。リニア建設のために巨額の資金を今後 3 0 年にわたって投入することは、東海道新幹線の地震津波対策、老朽化対策の大きな障害にならざるを得ないと、そう考えます。

国民への多大な負担と、犠牲の押しつけが起きる危険性があります。J R 東海、民間企業任せでは済まない、そう予想されます。J R 東海は公共交通機関であり、新事業に失敗したら倒産することはできない、そういう企業です。穴埋めのための公的資金投入、国民負担やリニアの需要が予測どおりに伸びないツケが東海道新幹線の保守・点検、改修の手抜きや在来線の廃止など、リストラによる利用者へのサービスダウンにしわ寄せされる危険があります。

J R 東海は 2 0 4 5 年、リニア開通時の東京・大阪間の輸送需要は並行する東海道新幹線と合わせて、現在の 1. 5 から 1. 8 倍になるとし、国土交通省の交通政策審議会もそれを追認しています。

このような甘い見通しで 9 兆円ものプロジェクトを動かすことは無謀としか言えません。工事費も着工すれば、工事費が膨れ上がるというのが、この種の建設計画の常であります。

特にリニア新幹線は、路線の約 8 割がトンネルで、その大部分が大深度地下、地下 4 0 メートルよりも深い、また南アルプスの下を 2 0 キロメートルのトンネルを掘り抜くなど、難工事も予想されています。建設計画推進は J R 東海任せ、うまく

いかなかったらツケは国民ということは許されません。

また、エネルギー浪費型の社会交通体系になる可能性があります。ＪＲ東海の試算でも使用電力は新幹線の３倍以上とされています。実際に完成する路線の勾配などで、より多くの電力使用も指摘されています。原発事故も契機にして省エネ社会への取り組みこそ求められています。こうしたエネルギー浪費型の交通体系を導入することに道理はありません。

安全性の大きな不安を置き去りにする建設になる可能性があります。８割はトンネルで大深度地下を走行することは、運転士は乗車せずに遠隔操縦での運行になります。事故や火災、地震などの災害から安全を確保できるのか。大きな不安があります。更に強力な電磁波が人体に与える影響の不安もあります。

リニアにまちづくりの将来をかけていいのか、過大な期待による過大な投資は地域経済を押し潰します。中間駅の建設の是非などではリニアの地域経済の活性化の起爆剤として開発計画を立てようとしています。リニアを口実に大型開発を推進しようという動きが既に始まっています。これまでの空港や高速道路などを口実にした大型開発の失敗と、自治体財政の危機、住民サービスの切り捨てという、全国のあちこちでそれこそ山のように起きた過去の過ちを繰り返すのかが問われています。

しかもリニア新幹線は、東京・名古屋・大阪間の１時間から１時間３０分程度の時間短縮だけを目的にしたもので、従来の整備新幹線よりもはるかに極端な大都市間移送中心の交通システムです。中間駅の建設予定地は、地域経済の疲弊や人口の減少、過疎と高齢化などの問題に悩むところも多くあります。それだけにリニアにかける期待、何とかすがりたいという気分も生まれています。しかし、中間駅の使用目的は旅客輸送ではなく、運行上の都合、緊急用の避難場所としてつくられます。地方都市から東京や大阪への旅客は相手にしていないために、在来線との駅の接続は眼中になく、まちづくりの計画も無関係です。その結果、中間駅は地方都市の中心からも離れた場所に造られる、そういうこともあります。

アクセスのための道路や鉄道整備は、地元自治体の負担になれば、元々財政力の弱い自体を圧迫します。リニアに過大な夢を託し、アクセスのための大きな投資がまちを押し潰すことになれば、リニアは「夢の超特急」どころか「悪夢」になります。過大な期待で過大な投資をすれば、そのしわ寄せが地域経済に押しつけられる。

特に自治体や地方政治の役割について考えなければならないのは、公共投資だけでなく、住民の地元業者にリニアに多大な期待をかけさせることへの責任もあります。公共だけでなく民間の投資もリニアに合わせて進む、結果が見込み違いとなれば、住民を大きくミスリードすることになります。地方自治体と地方自治の見識が問われています。

新幹線開通後の地域経済を見ると、効果だけでなく、ストロー現象の影響も慎重な検討が必要です。リニアにまちづくりの将来をかけていいのか。リニア頼みの活性化は極めて危険である。この観点から、私は本決議に反対の意思を表わさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） リニア新幹線について、本日は賛成意見を述べるような考え方もなかったわけです。ただ、先ほど来、反対の意見を聞くにつけ、「えらい認識の違いやな」ということを本当に強く思いました。

今、奈良県は、高速道路網では全国で41番目ですかね、沖縄の次に少ないと。そして観光ホテル、これも全国一少ない。そして大きな奈良県の歴史遺産、観光資源がありながら本当に利用されていない。これほど情けない話はないわけでございます。まして、このリニア新幹線で京都が今また奈良よりも京都ということで手を挙げております。これが京都へもっていかれたなら、これから永久に、永遠に、奈良県は京都の二番煎じ、京都の下に置かれて、その発展は望めないと、こういう県になってしまうおそれが多分にあります。そんなことでいいんでしょうか。

やはり奈良県に予定どおりリニア駅を設け、そして奈良県の山間が多い南側にも光が当たり、先ほどもあった限界集落ですね、こんな問題も奈良県は一番切実な問題ですね。こういうことの問題も解決するためにも、ぜひとも奈良にリニア新幹線を持ってこなければならないと思います。

これは奈良県県民全体の要望であると、こう確信をいたします。一部の人は反対はされるか分かりませんが、ぜひとも奈良県にリニア駅を設置していただくように、

これは強く要望していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。発議第 11 号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

報第 4 号 平成 25 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第 5 号 平成 25 年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第 4 号、平成 25 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告及び、報第 5 号、平成 25 年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての 2 議案を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） それでは議長のご指名によりまして、平成 26 年田原本町議会第 2 回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第 4 号、平成 25 年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ

きましては、私立保育所改築事業補助金ほか6件について、総額4億8,671万円を繰り越したものであり、報第5号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、公共下水道事業ほか2件について、総額8,510万円を繰り越したものであり、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第4号、平成25年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告、及び報第5号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第6号より議第33号までの13議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第6号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、訴えの提起についてまでの13議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、報第6号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、訴えの提起についてまでの13議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成２６年田原本町議会第２回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第６号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第７号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成２６年度の税制改正による「地方税法の一部を改正する法律」が平成２６年３月３１日に公布になり、平成２６年４月１日より施行になる改正部分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により平成２６年３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正内容は、固定資産税及び都市計画税における軽減措置の新設・廃止による条文の整備や、個人町民税における土地の譲渡所得に対する軽減措置の延長等の条文の整備でございます。

次に、報第８号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の改正にあわせ、国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税限度額を引き上げるほか、均等割、平等割の軽減措置に係る軽減判定所得の算定式の一部を軽減対象者の拡大を図るため改正するもので、施行日の関係から、地方自治法第１７９条第１項の規定により平成２６年３月３１日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第２４号、平成２６年度田原本町一般会計補正予算（第１号）につきましては、補正予算額が１，２０１万１，０００円の増額で、予算総額は１１６億３，５０１万１，０００円となります。

補正の内容といたしましては、第４款衛生費、１，２０１万１，０００円の増額で、過去に子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券の配付を受けたが、未受診である方への受診勧奨及び検診費用等に必要となる経費及び火葬場改修に係る補助金の増額でございます。

財源については、国庫支出金及び繰越金でございます。

次に、継続費の補正につきましては、中継施設建設事業の平成２７年度分を６億５，５２１万円に変更し、総額を１０億６，３６４万４，０００円に増額するものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、田原本町土地開発公社が先行取得する公共用地取得事業の限度額を２億３，０１０万円に増額するものでございます。

次に、議第２５号、田原本町税条例等の一部を改正する条例につきましては、さきの税制改正により条例の整備が必要な部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税における公的年金からの特別徴収制度の平成２８年度からの見直し、地方法人税の創設に伴う税率の引き下げ、軽自動車税における平成２７年度からの税率の引き上げ、固定資産税における非課税措置の条文の整備等でございます。

次に、議第２６号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等が改正され、金融所得課税の一体化等の見直しが行われたことに伴い、上場株式等に係る配当所得等の対象に特定公社債の利子が追加されたほか、株式等に係る譲渡所得等について、一般株式等と上場株式等に係る分離課税に改組されたことなどによる所要の規定整備を行うものがございます。

次に、議第２７号、公共下水道事業（特）第２６－１号・同工事に伴う水道管移設及び水路改修合冊工事請負契約締結につきましては、佐味地内の町道佐味３号線等において、下水道工事６０６．９メートルと上水道工事４４３．９メートル及び水路工事２０．０メートルを契約金額７，４８６万７，７６０円で、田原本町大字千代８４８番地の１、株式会社北林組、代表取締役 北林靖浩と、議第２８号、公共下水道事業（特）第２６－２号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、満田地内の町道三笠満田線及び満田３号線等において、下水道工事３９１．０メートルと上水道工事１３．５メートルを、契約金額５，９９１万６，２４０円で、田原本町大字宮森３３７番地の１、株式会社仲谷組、代表取締役 仲谷尚紀と、議第２９号、公共下水道事業（特）第２６－３号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、松本地内の町道松本北大綱線及び松本１１号線等において、下水道工事２３４．５メートルと上水道工事４８．７メー

ルを契約金額4, 431万6, 720円で、田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役 仲谷尚紀と、議第30号、南小学校009-1・-2棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、南小学校北館の耐震補強等工事を契約金額5, 305万2, 840円で、桜井市大字初瀬1592番地の1、株式会社藤井組、代表取締役 藤井康士と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第31号、財産の取得につきましては、田原本町指定ごみ袋の購入であり、取得価格1, 010万7, 612円で、田原本町大字千代572番地の1、株式会社文政 田原本営業所、代表取締役 虎走恵介より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第32号、指定管理者の指定につきましては、田原本町田原本駅前自転車駐車場の指定管理者に、橿原市八木町1丁目8番15号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成26年9月1日から平成29年8月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第33号、訴えの提起につきましては、明渡期限を経過した高額所得者、田原本町大字為川北方114番地の1、中川和浩に対し、町営住宅明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成25年12月6日付け「中学校給食の実施を求める請願」に対する処理の経過につきましては、教育委員会におきまして、学校給食運営協議会、町校長会、中学校の校長らによる「小・中学校における食育に関する学習会」を立ち上げ、児童・生徒の食の現況と課題及び中学校給食をめぐる現況について学習会を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第 6 号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、報第 7 号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の 2 議案につきましては、総務文教常任委員会。

報第 8 号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生建設常任委員会。

議第 2 4 号、平成 2 6 年度田原本町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、厚生建設常任委員会並びに清掃工場建設検討特別委員会。

議第 2 5 号、田原本町税条例等の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第 2 6 号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 2 7 号、公共下水道事業（特）第 2 6－1 号・同工事に伴う水道管移設及び水路改修合冊工事請負契約締結について、議第 2 8 号、公共下水道事業（特）第 2 6－2 号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結について、議第 2 9 号、公共下水道事業（特）第 2 6－3 号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてまでの 4 議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第 3 0 号、南小学校 0 0 9－1・－2 棟耐震補強等工事請負契約締結についてにつきましては、総務文教常任委員会。

議第 3 1 号、財産の取得についてにつきましては、厚生建設常任委員会。

議第 3 2 号、指定管理者の指定についてにつきましては、総務文教常任委員会。

議第 3 3 号、訴えの提起についてにつきましては、厚生建設常任委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

正 午 散会